

議第181号

淀川水系における水資源開発基本計画の一部変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

淀川水系における水資源開発基本計画の一部変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第4条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から淀川水系における水資源開発基本計画の一部変更について意見を求められたので、次のように意見を述べることにつき、滋賀県議会基本条例（平成26年滋賀県条例第8号）第7条第2号の規定に基づき、議決を求める。

淀川水系における水資源開発基本計画の一部変更については、川上ダム建設事業の予定工期の延長およびその他事業の安威川ダム建設事業の削除に関しては、特段の意見はない。

天ヶ瀬ダム再開発事業の予定工期を延長することについては同意するが、延長される工期にとられず早期の完了に努められたい。

なお、今後、特に次の事項についても十分に配慮されたい。

- 1 天ヶ瀬ダム再開発事業および淀川の河川改修等による放流能力の増強等に応じて、天ヶ瀬ダムおよび瀬田川洗堰操作規則を改正されたい。
- 2 天ヶ瀬ダム再開発事業の工事期間中においても、琵琶湖の高水時における水位低下のための瀬田川洗堰操作に支障のないよう万全を期されたい。
- 3 琵琶湖治水事業の効果が効率的かつ安全に発揮されるよう、天ヶ瀬ダム再開発事業、瀬田川および宇治川の改修等の計画的かつ着実な推進に努められたい。
- 4 上流部の治水対策に支障のないよう取組を進められたい。